

平成 17 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 大同メタル工業株式会社
名古屋市中区栄二丁目 3 番 1 号
本 社 所 在 地 名古屋広小路ビルヂング 13 階
代 表 者 名 代表取締役社長 判治 誠吾
(コード番号:7245 東証 1 部、名証 1 部)
問 合 せ 先 総務センター・チーフ 玉谷 昌明
(TEL:052-205-1401)

第 1 回乃至第 4 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は平成 17 年 3 月 15 日開催の取締役会において、第 1 回乃至第 4 回新株予約権の発行に関し、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

< 新株予約権発行の理由 >

自動車産業の世界規模での堅調な生産状況を背景に、当社のビジネスチャンスは急速に拡大しております。

このような環境の中、当社は、平成 16 年 4 月よりスタートさせた新中期経営計画“Top of the world”の推進により、非常に高い目標を持って自らの理想を追求していくことのできる企業体質に変革することを目指しています。より高い品質の提供により、収益性を向上させ、業容の拡大を図るため、当社は設備投資による生産能力の拡大と海外への投融資による国際的な生産・販売網の拡充を積極的に行ってまいります。そのためには、先ず、株主資本の拡充による財務体質の強化を図る必要があると考え、本新株予約権を発行することを決定しました。

本新株予約権の発行は、当社の将来的な株価水準に合わせた円滑な資金調達と資本充実の選択肢の多様化を目的としております。なお、本新株予約権は、分割して発行することにより、消却や行使価額の修正が回号ごとに設定出来るため、当社の資本政策の変化に柔軟に対応することが可能な設計となっております。また、本新株予約権は全て当社取締役会が必要と認めた場合に機動的に消却することが可能であるため、株式の過剰な希薄化を抑制する仕組みを採用しております。当社は、本新株予約権の発行により、中期的な経営計画に合致した財務戦略を推進することができるものと考えております。

記

第 1 回新株予約権

1. 新 株 予 約 権 の 名 称 大同メタル工業株式会社 第 1 回新株予約権
2. 新 株 予 約 権 の 総 数 105 個

この文書は、当社の新株予約権の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3. 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式 2,100,000 株とする。(本新株予約権 1 個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は 20,000 株とする。)
- ただし、第 19 項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
4. 新株予約権の発行価額 本新株予約権 1 個あたり 100,000 円
(本新株予約権の目的である株式 1 株あたり 5.00 円)
5. 新株予約権の発行総額 10,500,000 円
6. 新株予約権の申込期日 平成 17 年 3 月 31 日(木)
7. 新株予約権の払込期日 平成 17 年 3 月 31 日(木)
8. 行使時の払込金額 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式 1 株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初 870 円とする。
9. 新株予約権の行使により発行する株式の発行総額 1,837,500,000 円
(ただし、第 20 項により行使価額が修正された場合には、上記発行総額は増加または減少する。)
10. 新株予約権の行使価額および行使時の払込金額の算定理由 当社は、本新株予約権について、所定の条件の下にブラック・ショールズ・モデルを用いてその理論価値(オプションバリュー)を算出した。但し、その算出過程においては、本新株予約権は、発行日の翌日以降任意の時点において消却できるものとされていること、また対象となる株式の売買出来高の実績、発行済株式数、新株予約権の発行により新たに発行され得る株式数を勘案した場合には、売買出来高が小さく株式の流動性が低いこと、といった事情があるため、当社の資本調達目的の実現の達成可能性と投資家の当社に対する投資リスクを勘案した。かかる状況において、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社株主にとって有利な発行価額であると当社が判断した、金 100,000 円を本新株予約権の 1 個あたり発行価額とした。
また、本新株予約権の行使時の払込金額は、当初、平成 17 年 3 月 15 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 7%上回る額とした。

11. 行使請求期間 平成17年4月1日から平成21年3月31日まで(ただし、第13項各号に従って本新株予約権の全部または一部が消却される場合、消却される本新株予約権については、消却のための公告がなされた日の2銀行営業日後の日を行使請求期間の最終日とする。)ただし、行使請求期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
12. 行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
13. 消却事由および消却条件 (1) 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告(以下「消却公告」という。)し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり以下の方法で算出された消却の対価相当額にて、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、消却の対価相当額は、(i)消却公告が平成17年4月1日(以下「行使請求期間開始日」という。)から同月末日(同日を含む。)までに行われた場合は本新株予約権1個あたりの発行価額相当額(以下「消却基準価額」という。)とし、(ii)以降、(a)消却基準価額から、(b)行使請求期間開始日を含む暦月の翌月(同月を含む。)より消却公告を行った日を含む暦月(同月を含む。)までの月数に、(c)消却基準価額を乗じた上で、(d)48で除した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を控除した残額(つまり、 $\{(a)-(b) \times (c) \div (d)\}$)とする。
- (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり前号に記載の消却の対価相当額にて、残存する本新株予約権の全部を消却する。
14. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株の発行価額中の資本組入額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
16. 行使請求受付場所 大同メタル工業株式会社 総務センター
17. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店

18. 行使によって交付された株式の配当起算日 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、本新株予約権の行使が毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
19. 各新株予約権の目的である株式の数の調整 当社が第 21 項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第 21 項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

20. 行使価額の修正 本新株予約権の発行後、毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで（当日を含む。）の 3 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「決定日終値」という。）の平均値に 1.005 を乗じて算出される金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。ただし、決定日価額が当該決定日に有効な行使価額を上回る場合には、決定日終値の全てが、当該決定日に有効な行使価額に 1.20 を乗じて算出される金額を上回る場合にのみ、行使価額の修正が行われるものとする。

なお、時価算定期間内に、第 21 項で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が 569 円（以下「下限行使価額」という。ただし、第 21 項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、決定日価額が 1,626 円（以下「上限行使価額」という。ただし、第 21 項による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

21. 行使価額の調整 当社は、本新株予約権の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社の普通株式を発行したまたは処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも行使価額を適宜調整する（ただし、本新株予約権と同時に発行される第2回、第3回および第4回新株予約権の発行を除く。）。

22. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全てを野村証券株式会社に割当てる。
23. その他本新株予約権発行に関し必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
24. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

第2回新株予約権

1. 新株予約権の名称 大同メタル工業株式会社 第2回新株予約権
2. 新株予約権の総数 50個
3. 本新株予約権の目的である株式の種類および数
本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式1,000,000株とする。（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は20,000株とする。）
ただし、第19項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
4. 新株予約権の発行価額 本新株予約権1個あたり50,634円
（本新株予約権の目的である株式1株あたり2.53円）
5. 新株予約権の発行総額 2,531,700円
6. 新株予約権の申込期日 平成17年3月31日（木）
7. 新株予約権の払込期日 平成17年3月31日（木）
8. 行使時の払込金額 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初870円とする。
9. 新株予約権の行使により発行する株式の発行総額 872,531,700円
（ただし、第20項により行使価額が修正された場合には、上記発行総額は増加または減少する。）

10. 新株予約権の行使価額および行使時の払込金額の算定理由
- 当社は、本新株予約権について、所定の条件の下にブラック・ショールズ・モデルを用いてその理論価値（オプションバリュー）を算出した。但し、その算出過程においては、本新株予約権は、発行日の翌日以降任意の時点において消却できるものとされていること、また対象となる株式の売買出来高の実績、発行済株式数、新株予約権の発行により新たに発行され得る株式数を勘案した場合には、売買出来高が小さく株式の流動性が低いこと、といった事情があるため、当社の資本調達目的実現の達成可能性と投資家の当社に対する投資リスクを勘案した。かかる状況において、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社株主にとって有利な発行価額であると当社が判断した、金 50,634 円を本新株予約権の 1 個あたり発行価額とした（なお、第 1 回新株予約権と本新株予約権の発行価額の違いは、権利行使価額の修正の開始日の違いを勘案した。）。
- また、本新株予約権の行使時の払込金額は、当初、平成 17 年 3 月 15 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 7% 上回る額とした。
11. 行使請求期間
- 平成 17 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで（ただし、第 13 項各号に従って本新株予約権の全部または一部が消却される場合、消却される本新株予約権については、消却のための公告がなされた日の 2 銀行営業日後の日を行使請求期間の最終日とする。）。ただし、行使請求期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
12. 行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
13. 消却事由および消却条件
- (1) 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ 1 か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告（以下「消却公告」という。）し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権 1 個あたり以下の方法で算出された消却の対価相当額にて、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- なお、消却の対価相当額は、(i)消却公告が平成 17 年 4 月 1 日（以下「行使請求期間開始日」という。）から同月末日（同日を含む。）までに行われた場合は本新株予約権 1 個あたりの発行価額相当額（以下「消却基準価額」という。）とし、(ii)以降、(a)消却基準価額から、(b)行使請求期間開始日を含む暦月の翌月（同月を含む。）より消却公告を行った日を含む暦月（同月を含む。）までの月数に、(c)消却基準価額を乗じた上で、(d)48 で除した額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）を控除した残額（つまり、 $\{(a)-(b) \times (c) \div (d)\}$ ）とする。

(2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり前号に記載の消却の対価相当額にて、残存する本新株予約権の全部を消却する。

14. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株の発行価額中の資本組入額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
16. 行使請求受付場所 大同メタル工業株式会社 総務センター
17. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店
18. 行使によって交付された株式の配当起算日 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、本新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
19. 各新株予約権の目的である株式の数の調整 当社が第21項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- 上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第21項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。
20. 行使価額の修正 当社は、本新株予約権の発行後、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の行使価額を修正する旨決定することができる。この場合には、その旨および行使価額の修正が開始される日、その他必要な事項を、当該行使価額の修正が開始される月の第1金曜日までに新株予約権者に通知する。この通知がなされた場合には、当社取締役会が定めた日以後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。以下「決定日終値」という。)の平均値に1.005を乗じて算出される金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正さ

れる。ただし、決定日価額が当該決定日に有効な行使価額を上回る場合には、決定日終値の全てが、当該決定日に有効な行使価額に 1.20 を乗じて算出される金額を上回る場合にのみ、行使価額の修正が行われるものとする。

なお、時価算定期間内に、第 21 項で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が 569 円（以下「下限行使価額」という。ただし、第 21 項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、決定日価額が 1,626 円（以下「上限行使価額」という。ただし、第 21 項による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

21. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社の普通株式を発行したまたは処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株あたりの発行・処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも行使価額を適宜調整する（ただし、本新株予約権と同時に発行される第 1 回、第 3 回および第 4 回新株予約権の発行を除く。）。

22. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全てを野村證券株式会社に割当てて。
23. その他本新株予約権発行に関し必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
24. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

第 3 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 大同メタル工業株式会社 第 3 回新株予約権
2. 新株予約権の総数 50 個

3. 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式 1,000,000 株とする。(本新株予約権 1 個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は 20,000 株とする。)
- ただし、第 19 項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
4. 新株予約権の発行価額 本新株予約権 1 個あたり 50,634 円
(本新株予約権の目的である株式 1 株あたり 2.53 円)
5. 新株予約権の発行総額 2,531,700 円
6. 新株予約権の申込期日 平成 17 年 3 月 31 日(木)
7. 新株予約権の払込期日 平成 17 年 3 月 31 日(木)
8. 行使時の払込金額 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式 1 株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初 870 円とする。
9. 新株予約権の行使により発行する株式の発行総額 872,531,700 円
(ただし、第 20 項により行使価額が修正された場合には、上記発行総額は増加または減少する。)
10. 新株予約権の行使価額および行使時の払込金額の算定理由 当社は、本新株予約権について、所定の条件の下にブラック・ショールズ・モデルを用いてその理論価値(オプションバリュー)を算出した。但し、その算出過程においては、本新株予約権は、発行日の翌日以降任意の時点において消却できるものとされていること、また対象となる株式の売買出来高の実績、発行済株式数、新株予約権の発行により新たに発行され得る株式数を勘案した場合には、売買出来高が小さく株式の流動性が低いこと、といった事情があるため、当社の資本調達目的実現の達成可能性と投資家の当社に対する投資リスクを勘案した。かかる状況において、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社株主にとって有利な発行価額であると当社が判断した、金 50,634 円を本新株予約権の 1 個あたり発行価額とした(なお、第 1 回新株予約権と本新株予約権の発行価額の違いは、権利行使価額の修正の開始日の違いを勘案した。)
また、本新株予約権の行使時の払込金額は、当初、平成 17 年 3 月 15 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 7%上回る額とした

11. 行使請求期間 平成17年4月1日から平成21年3月31日まで(ただし、第13項各号に従って本新株予約権の全部または一部が消却される場合、消却される本新株予約権については、消却のための公告がなされた日の2銀行営業日後の日を行使請求期間の最終日とする。)ただし、行使請求期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
12. 行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
13. 消却事由および消却条件 (1) 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告(以下「消却公告」という。)し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり以下の方法で算出された消却の対価相当額にて、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、消却の対価相当額は、(i)消却公告が平成17年4月1日(以下「行使請求期間開始日」という。)から同月末日(同日を含む。)までに行われた場合は本新株予約権1個あたりの発行価額相当額(以下「消却基準価額」という。)とし、(ii)以降、(a)消却基準価額から、(b)行使請求期間開始日を含む暦月の翌月(同月を含む。)より消却公告を行った日を含む暦月(同月を含む。)までの月数に、(c)消却基準価額を乗じた上で、(d)48で除した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を控除した残額(つまり、 $\{(a)-(b) \times (c) \div (d)\}$)とする。
- (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり前号に記載の消却の対価相当額にて、残存する本新株予約権の全部を消却する。
14. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株の発行価額中の資本組入額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
16. 行使請求受付場所 大同メタル工業株式会社 総務センター
17. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店

18. 行使によって交付された株式の配当起算日 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、本新株予約権の行使が毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
19. 各新株予約権の目的である株式の数の調整 当社が第 21 項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

20. 行使価額の修正

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第 21 項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

当社は、本新株予約権の発行後、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の行使価額を修正する旨決定することができる。この場合には、その旨および行使価額の修正が開始される日、その他必要な事項を、当該行使価額の修正が開始される月の第 1 金曜日までに新株予約権者に通知する。この通知がなされた場合には、当社取締役会が定めた日以後、毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで（当日を含む。）の 3 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「決定日終値」という。）の平均値に 1.005 を乗じて算出される金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。ただし、決定日価額が当該決定日に有効な行使価額を上回る場合には、決定日終値の全てが、当該決定日に有効な行使価額に 1.20 を乗じて算出される金額を上回る場合にのみ、行使価額の修正が行われるものとする。

なお、時価算定期間内に、第 21 項で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が 569 円（以下「下限行使価額」という。ただし、第 21 項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、決定日価額が 1,626 円（以下「上限行使価額」という。ただし、第 21 項による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

21. 行使価額の調整 当社は、本新株予約権の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社の普通株式を発行しまたは処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株あたりの発行・処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも行使価額を適宜調整する（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回、第2回および第4回新株予約権の発行を除く。）

22. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全てを野村証券株式会社に割当てる。
 23. その他本新株予約権発行に関し必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
 24. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

第4回新株予約権

1. 新株予約権の名称 大同メタル工業株式会社 第4回新株予約権
2. 新株予約権の総数 50個
3. 本新株予約権の目的である株式の種類および数 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式1,000,000株とする。（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は20,000株とする。）
 ただし、第19項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
4. 新株予約権の発行価額 本新株予約権1個あたり50,634円
 （本新株予約権の目的である株式1株あたり2.53円）
5. 新株予約権の発行総額 2,531,700円
6. 新株予約権の申込期日 平成17年3月31日（木）
7. 新株予約権の払込期日 平成17年3月31日（木）

8. 行使時の払込金額 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初870円とする。
9. 新株予約権の行使により発行する株式の発行総額 872,531,700円
（ただし、第20項により行使価額が修正された場合には、上記発行総額は増加または減少する。）
10. 新株予約権の行使価額および行使時の払込金額の算定理由 当社は、本新株予約権について、所定の条件の下にブラック・ショールズ・モデルを用いてその理論価値（オプションバリュー）を算出した。但し、その算出過程においては、本新株予約権は、発行日の翌日以降任意の時点において消却できるものとされていること、また対象となる株式の売買出来高の実績、発行済株式数、新株予約権の発行により新たに発行され得る株式数を勘案した場合には、売買出来高が小さく株式の流動性が低いこと、といった事情があるため、当社の資本調達目的実現の達成可能性と投資家の当社に対する投資リスクを勘案した。かかる状況において、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社株主にとって有利な発行価額であると当社が判断した、金50,634円を本新株予約権の1個あたり発行価額とした（なお、第1回新株予約権と本新株予約権の発行価額の違いは、権利行使価額の修正の開始日の違いを勘案した。）
また、本新株予約権の行使時の払込金額は、当初、平成17年3月15日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を7%上回る額とした。
11. 行使請求期間 平成17年4月1日から平成21年3月31日まで（ただし、第13項各号に従って本新株予約権の全部または一部が消却される場合、消却される本新株予約権については、消却のための公告がなされた日の2銀行営業日後の日を行使請求期間の最終日とする。）ただし、行使請求期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
12. 行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

13. 消却事由および消却条件
- (1) 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告(以下「消却公告」という。)し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり以下の方法で算出された消却の対価相当額にて、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、消却の対価相当額は、(i)消却公告が平成17年4月1日(以下「行使請求期間開始日」という。)から同月末日(同日を含む。)までに行われた場合は本新株予約権1個あたりの発行価額相当額(以下「消却基準価額」という。)とし、(ii)以降、(a)消却基準価額から、(b)行使請求期間開始日を含む暦月の翌月(同月を含む。)より消却公告を行った日を含む暦月(同月を含む。)までの月数に、(c)消却基準価額を乗じた上で、(d)48で除した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を控除した残額(つまり、 $\{(a)-(b) \times (c) \div (d)\}$)とする。
- (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり前号に記載の消却の対価相当額にて、残存する本新株予約権の全部を消却する。
14. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株の発行価額中の資本組入額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
16. 行使請求受付場所 大同メタル工業株式会社 総務センター
17. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店
18. 行使によって交付された株式の配当起算日 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、本新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
19. 各新株予約権の目的である株式の数の調整 当社が第21項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この文書は、当社の新株予約権の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第 21 項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

20. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の発行後、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の行使価額を修正する旨決定することができる。この場合には、その旨および行使価額の修正が開始される日、その他必要な事項を、当該行使価額の修正が開始される月の第 1 金曜日までに新株予約権者に通知する。この通知がなされた場合には、当社取締役会が定めた日以後、毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで（当日を含む。）の 3 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「決定日終値」という。）の平均値に 1.005 を乗じて算出される金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。ただし、決定日価額が当該決定日に有効な行使価額を上回る場合には、決定日終値の全てが、当該決定日に有効な行使価額に 1.20 を乗じて算出される金額を上回る場合にのみ、行使価額の修正が行われるものとする。

なお、時価算定期間内に、第 21 項で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が 569 円（以下「下限行使価額」という。ただし、第 21 項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、決定日価額が 1,626 円（以下「上限行使価額」という。ただし、第 21 項による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

21. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社の普通株式を発行または処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも行使価額を適宜調整する（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回、第2回および第3回新株予約権の発行を除く。）。

22. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全てを野村證券株式会社に割当てる。
23. その他本新株予約権発行に関し必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
24. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

（ご参考）

1. 資金使途

（1）調達資金の使途

新株予約権発行による手取概算額および本新株予約権が権利行使された場合の調達資金の合計額4,435,095,100円は、全額を設備投資および海外への投融資資金に充当する予定であります。

（2）前回調達資金の使途

変更ありません

（3）業績に与える見通し

平成17年2月4日に公表した平成17年3月期の連結予想業績に影響を与えない予定です。

2. 株主への利益配分等

（1）利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策として位置づけており、今後の資金需要や収益状況を総合的に考慮しながら、長期安定的、かつ継続的還元を基本としつつ、経営成績に応じた配分を加味して行ってまいります。

また、内部留保資金につきましては、将来の成長に不可欠な研究開発および海外を含めた経営基盤強化、拡充のための投資に充てるなど、経営環境の変化に対応した今後の事業展開に備えることを基本としております。

また、当社は、平成17年2月23日に、平成17年6月に開催予定の定時株主総会におきまして、期末配当として、1株につき普通配当5円に、東京証券取引所市場第一部指定記念配当5円を加えた合計10円の配当を付議することを決議いたしました。

この結果、平成17年3月期の年間配当金は普通配当10円、記念配当5円の合計15円となる見込みです。

(2) 過去3決算期間の配当状況等

会 計 期 間	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	61.28 円	6.67 円	25.39 円
1 株 当 たり 配 当 金	8.00 円	8.00 円	9.00 円
実 績 配 当 性 向	-	119.9%	35.4%
株主資本当期純利益率	8.4%	1.3%	4.2%
株 主 資 本 配 当 率	1.2%	1.1%	1.1%

- (注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
3. 1株当たりの各数値（配当額は除く）の計算については発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。

3. その他

(1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

その他のものに対する割当（第三者割当）による新株発行

発行株式数 : 2,538,000 株

発行額 : 977,130 千円

発行日 : 平成 14 年 9 月 25 日

(2) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
始 値	532 円	415 円	330 円	570 円
高 値	634 円	420 円	618 円	835 円
安 値	335 円	261 円	314 円	465 円
終 値	400 円	315 円	570 円	830 円
株 価 収 益 率	-	47.2 倍	22.4 倍	-

- (注) 1. 平成 14 年 3 月期については、1株当たり当期純損失を計上しているため、株価収益率は記載しておりません。
2. 平成 17 年 3 月期の株価については平成 17 年 3 月 14 日現在で表示しています。

4 割当予定先の概要

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社
割当新株予約権数		255 個
払込金額		18,095,100 円
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000,000,000 円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：なし 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
	取引関係等	有価証券売買等
	人的関係等	なし

資本の額および出資関係は、平成 16 年 9 月 30 日現在のものです。

以 上